

## 【茨城県常総市】

### 市有地売却に向けたサウンディング型市場調査実施要領

平成30年7月

#### 1 調査の目的

現在未利用地となっている以下の土地（以下「対象地」といいます。）につきましては、売却（ただし、今回の対話の結果によっては貸付等その他方針も検討）を行う方針で準備を進めております。

公募条件を設定する前段で、民間事業者等の皆さまとサウンディング（対話）を行うことにより、現実的な公募条件を設定するとともに、市場性を把握することを目的としています。

#### 2 対象地 ※詳細は物件調書をご確認ください

物件名	所在地・地積	特徴	現地写真
① ポリテクセンター南側	【所在地】 常総市水海道高野町499番地1 外14筆 【地積】 <u>6478.88 m<sup>2</sup></u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国道294号線沿線</li><li>・交差点の角地</li><li>・常磐道谷和原ICから自動車で5分</li><li>・圏央道常総ICから自動車で12分</li></ul>	
② 旧自動車学校	【所在地】 常総市新石下1321番地18 外2筆 【地積】 <u>22,579 m<sup>2</sup></u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車学校のコースがそのまま残る希少物件</li><li>・関東鉄道常総線南石下駅から600m</li></ul>	
③ 旧石下庁舎	【所在地】 常総市新石下576番地2 【地積】 <u>3734.35 m<sup>2</sup></u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・関東鉄道常総線石下駅から150m</li></ul>	

### 3 スケジュール

日 程	内 容
平成30年7月26日	実施要領の公表
平成30年7月26日から 平成30年8月31日まで	サウンディング参加申込受付
平成30年8月27日	現地見学会
平成30年7月26日から 平成30年8月31日まで	サウンディングの実施 ※申込に応じ、期間中であれば随時行います。
平成30年9月	調査結果の公表

### 4 サウンディングの内容

対象地の利活用の提案・アイデア，事業化の課題・条件等についてお聞かせください。

#### 【主な内容】

- ① 対象地の利活用提案・事業アイデア
  - ・事業コンセプト，施設等のイメージ
  - ・対象地の市場性 など
- ② 事業方式
  - ・事業方式，運営体制 など
- ③ 事業化の課題・条件等
  - ・事業化の課題・条件，行政に期待する事項
  - ・地域への効果 など
- ④ 事業実施時期
  - ・事業開始時期 など

### 5 サウンディングの対象者

本サウンディング調査に参加することができる事業者は，実施主体となり得る法人又は法人のグループ，個人事業主若しくは個人事業主のグループとします。法人及び個人事業の規模や営利，非営利は問いません。なお，グループで参加する場合は，主たる役割を担う代表企業を1社（名）選定してください。

## 6 留意事項

---

### (1) 調査参加者の扱い

- ①調査参加者の名称は公表しません。
- ②本サウンディング調査の内容は、今後行う対象地の利活用検討の参考といたします。双方の発言・説明とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束等するものではないことに御留意ください。
- ③対象地に係る事業者公募等を実施することとなった場合、本サウンディング調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ④本サウンディング調査の実施結果の概要等を公表する際は、事前に各参加者に内容を確認いただきます。

### (2) 調査に関する費用

本調査の参加に要する費用は、参加者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加対話（文書照会含む）を行うことがありますので、御協力ください。

### (4) 参加除外条件

次のいずれかに該当する事業者は、今回の調査に参加することはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

## 7 サウンディングの実施について

---

### (1) 日程等

- 実施期間 平成 30 年 7 月 26 日（木）～平成 30 年 8 月 31 日（金）の間で随時実施（土日祝日を除く）
  - ※午前 9 時から午後 5 時までの間で、1 参加者あたり 1 時間程度を予定しています。
  - ※実施日時の詳細は、エントリーシート受領後に調整のうえ、ご連絡いたします。
- 申込期限 平成 30 年 8 月 31 日（金）まで
- 実施場所 常総市役所本庁舎

(2) 申込方法

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、メール、FAX、または直接持参のいずれかで提出してください。

(3) 現地見学会等

- 実施日時 平成30年8月27日(月)  
午後1時から3時間程度
- 申込期限 平成30年8月20日(月)まで  
※別紙「現地見学会申込書」を提出してください。
- 集合場所 常総市役所  
茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
- その他 現地への移動は本市のバスを予定しております。  
対象地すべての見学になります。

---

## 8 問合せ先・申込先

---

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市総務部行政経営課

管財係 担当：堀井・佐賀

電話：0297-23-2111 (内線3440)

FAX：0297-23-2162

メール：[kanzai@city.joso.lg.jp](mailto:kanzai@city.joso.lg.jp)